

【警察庁】犯罪被害者等支援に関する御協力について（依頼）

1. 各都道府県看護協会の皆様に御協力いただきたい事項

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっとちゃん」



(1) 犯罪被害者等に関する理解の増進

- 会員に対する
 - ・ 警察庁作成に係る啓発用動画等の紹介
 - ・ 各地域の犯罪被害者等支援に関する講演会・研修等への参加勧奨
(※下記「2. 各会員の皆様に御協力いただきたい事項」の「(1) 犯罪被害者等に関する理解の増進」参照。)
- 会員を対象とする各種研修時における犯罪被害者等による講演等の実施

(2) 連携強化のための会議体への参画

- 都道府県、警察等からの要請に応じた都道府県看護協会の都道府県単位の被害者支援連絡協議会等への参画
- 上記連絡協議会等を通じた関係機関・団体の対応能力向上等への助力

【被害者支援連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）】
<https://www.npa.go.jp/higaisya/renkei/network.html>



2. 各会員の皆様に御協力いただきたい事項

(1) 犯罪被害者等に関する理解の増進

- 啓発用動画等の視聴や各地域で開催される犯罪被害者等支援に関する講演会・研修等への参加

【犯罪被害者等に関する啓発教材】（啓発動画等）
https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kouhyou/kyouzai_top.html



【みんなに知ってもらいたい、犯罪被害者のこと】（Q&A等）
https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/keisatsu/rikai_higaisha.html



【犯罪被害者等施策講演会】（犯罪被害者等による講演録）
https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kensyu/sesaku_kouen.html



(2) 犯罪被害者等に配慮した適切な取扱い

- 「犯罪の被害を受けたことにより生じた傷病は、医療保険の給付の対象とされている」こと（厚生労働省通知）を踏まえた適切な対応及びその犯罪被害者等と接し得る医療機関職員への周知

(3) 多機関ワンストップサービスへの協力

- 都道府県単位の犯罪被害者等支援の枠組みとして、関係機関・団体が一体となって犯罪被害者等のニーズに基づく支援を提供する多機関ワンストップサービスが構築されていくことについての認知
- 困り事を抱える犯罪被害者等を把握した際は、内容に応じ、犯罪被害者等支援コーディネーターや各地方公共団体に設置された犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」等の関係機関・団体へ情報提供・橋渡しすること
- 多機関ワンストップサービスによる個々の犯罪被害者等の支援検討に必要な応じて参画すること

【地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会取りまとめ】
(概要・全文掲載ページ)

https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/meeting/local_kyouka/index.html



【地方公共団体における「総合的対応窓口」一覧】
https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/madoguchi_list.html

